

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第7号

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大和市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大和市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1、1 使用料の表初診に係る選定療養の額の項中「5,000円」を「7,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同表再診に係る選定療養の額の項中「2,500円」を「3,000円」に、「1,500円」を「1,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。